飲酒運転根絶に向けたトラック運送業界の取り組みの強化について

決　　議

国土交通省が策定した「総合安全プラン2025」においては、「飲酒運転ゼロ」を目標とし、また、今後の5か年計画での次期総合安全プランの策定においても、当然のことながら飲酒運転ゼロが必達の目標であり、トラック運送業界においても、目標達成に向け、ドライバー等に対する各種啓発活動を展開し、その再発防止に積極的に努めてまいります。

いうまでもなく、トラック運送業界は、「安全で安心な輸送サービスを提供し続けること」が社会的使命であり、常に「安全」を最優先課題と位置付け、事業展開をしています。

しかしながら、事業用トラックが関係する飲酒運転事案は依然として後を絶たず、国土交通省の集計によれば令和6年中には 30 件もの飲酒事案が判明し、令和7年中には 33 件（速報値）もの飲酒事案が確認され、業界が目指す飲酒運転根絶には至らず、増加傾向にあり、極めて危機的状況にあります。

一方で、社内体制を確立したうえで飲酒運転を根絶しているトラック運送事業者がほとんどであるにもかかわらず、ほんの一握りの心無い事業用トラックドライバーが引き起こす飲酒運転により、「運送業界全体の体質的な問題」ととらえられることで、この業界の社会的信頼性は著しく失墜してしまいます。

このような状況に鑑み、飲酒運転という反社会的行為の根絶を図るため、第126回交通対策委員会では、業界全体として下記事項を共有するとともに、関係者一丸となって取り組みを強化することにより、この業界から飲酒運転を根絶することを決議する。

1. 各事業所においては、所属の全てのドライバーからの飲酒運転しないことの宣誓書の署名活動などを展開し、飲酒運転根絶を図る。
2. 飲酒運転根絶を図るため、アルコール検知器が正しく使用できることの再確認と併せ、アルコール検知器による酒気帯びの有無の確認の徹底を図るとともに、アルコールインターロック装置の導入などによる飲酒運転防止に向けたハード対策の取り組みを推進する。
3. 各都道府県トラック協会においては、飲酒運転根絶に向けたセミナーの開催などを通じ、飲酒運転根絶意識の高揚を図るとともに、会員事業者が関係した飲酒運転については、会員事業所への速やかな情報伝達手法を活用した再発防止対策の徹底を図る。

令和8年2月4日

公益社団法人　全日本トラック協会

副会長（交通対策委員長）　二又　茂明

掲示用

飲酒運転の根絶に向けて!!

飲酒運転は悪質・危険な犯罪行為

近年、大型・中型トラックを中心に事業用トラックドライバーによる飲酒運転が多発し、輸送の安全を根底から揺るがす重大な問題となっている。令和7年中には33件の飲酒運転事案が確認され、そのうち31件が会員事業者によるものであり、全日本トラック協会ではこれを「輸送の安全確保に対する極めて悪質な反社会的行為」と位置付けている。

一方、政府が今国会に提出予定の「危険運転処罰法改正案」では、危険運転致死傷罪の処罰類型が8から11に拡大されるとともに、飲酒の適用基準が「血中アルコール濃度：血液1ミリリットル当たり1・0ミリグラム以上」、「呼気中アルコール濃度：呼気1リットル当たり0・5ミリグラム以上」に厳格化されるなど、飲酒運転に対する法的リスクはさらに高まっている。

こうした状況を受け全ト協は、業界全体での強力な再発防止策の徹底が急務であるとして、2月4日の第126回「交通対策委員会」において、飲酒運転根絶に向けた取り組みを強化することを内容とした決議（左頁に全文）を採択した。

この紙面では、最近の飲酒運転事案の分析結果などを紹介する。

事業用トラックにおける近年の飲酒事案件数と分析
会員による点呼後の運行中の飲酒事案が多発

「トラック事業における総合安全プラン2025」（図1）では、「飲酒運転ゼロ」を目標としているが、飲酒運転の根絶は未だに達成できていない。また、国土交通省からの情報提供によると、令和7年中の事業用トラックにおける飲酒運転事案件数は33件と、前年の30件から3件増加した（表1）。国交省の調べによると、33件中12件（36％）で点呼が実施されておらず、また24件では点呼後の運行中に飲酒運転事案が判明した（表2）。

さらに、この運行中の飲酒事案について車種別でみると、大型（15件：62・5％）と中型（7件：29・2％）が9割を占めており、中・長距離運行中の飲酒運転事案が多いことが実態として判っている（図2）。そして、33件中、31件（94％）が会員事業者によるものであることが判明している（図3）。

また、飲酒事案発覚時刻についてみると、最も多かったのが、「18時～午前0時」11件(33・3％)、次いで、「12時から18時」9件（27・3％）、「午前0時～6時」8件（24・2％）、「6時～12時」5件（15・2％）だった（図4）。

なお、警察庁が2月26日に公表した「令和7年における交通事故の発生状況」によると、全国の交通事故死者数は2547人(対前年比116人、4・4％減少)。このうち、飲酒運転による死亡・重傷事故は435件（全車種：死亡125件、重傷310件）で、近年横ばいで推移しているが、死亡事故について分析すると、飲酒運転による事故率は、飲酒なしに比べて約7・1倍の高い比率であることが分かった（図5）。

飲酒運転には運転者にも事業者にも厳しい罰則
点呼未実施の飲酒にはさらに厳しい行政処分

飲酒運転による人身事故については、運転者には「危険運転致死傷罪」や「過失運転致死傷罪」など、拘禁刑を含む厳しい罰則が科せられ、また、事故を起こさなかった場合でも、「酒酔い運転」では、5年以下の拘禁刑または100万円以下の罰金や、呼気中のアルコール濃度により免許取消しや免許停止など、厳しい罰則がある（図6）。その結果、解雇や失業、さらには家庭崩壊につながる可能性もある。

さらに、運送事業者の経営にも大きな影響を与える（図7・図8）。ひとたび事故などが起これば、社会的信頼性を大きく損ない、取引先からの取引停止などにより経営破綻にも繋がりかねない。

このように、運転者本人のみならず運送事業者など全ての業界関係者に深刻な事態を引き起こしかねない「飲酒運転」は、絶対に根絶しなければならない。

トラック運送事業者は、所属運転者への常日頃からの指導・監督はもとより、業務前・業務後の対面点呼時、および対面でなく電話その他の方法で行う点呼の場合においても、必ずアルコール検知器を用いた、酒気帯びの有無の確認を確実に実施し、「飲酒運転ゼロ」を目指す必要がある。

▼伊勢崎での重大事故「懲役20年」の判決

群馬県伊勢崎市で起きた飲酒運転による危険運転致死傷事件は、プロドライバーによる重大事故として社会に強い衝撃を与えた。国道で、酒気を帯びたまま大型車を運転した加害者は、中央分離帯を越えて対向車線に進入し、家族3人が乗る車と衝突。尊い命が一瞬で奪われた。裁判では、車内から見つかった酒類の空容器や血中アルコール濃度の高さなどから、「飲酒の影響で正常な運転が困難だった」と認定され、前橋地方裁判所において危険運転致死傷罪による懲役20年（法定刑上限）という重い判決が言い渡された。

この事件では、加害者が点呼後に飲酒をしたことが分かっている。安全を預かる立場のプロドライバーでありながら飲酒運転をした結果、3人もの尊い命が奪われた事実は、飲酒運転がいかに社会全体を危険にさらす行為であるかが改めて明らかになった。たった一人の反社会的行為が、取り返しのつかない悲劇を生むことを痛烈に示した。

表1　事業用トラックの直近3か年における飲酒運転・事案件数の推移

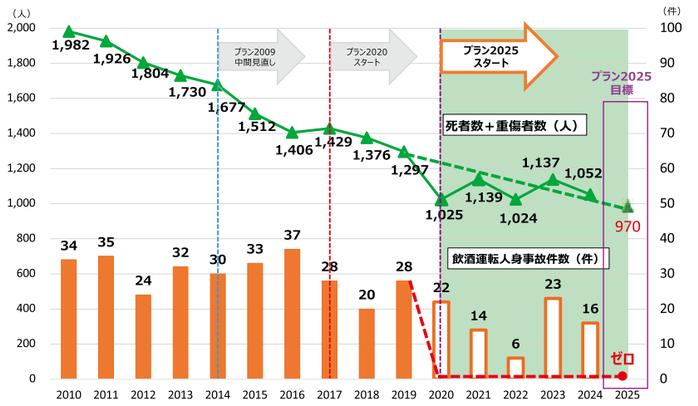
（令和７年１月～12 月）

（単位：件）

	令和５年	令和６年	令和７年	前年同月比
１月	5	1	1	0
２月	2	4	5	1
３月	6	2	2	0
４月	5	4	2	−2
５月	0	2	3	1
６月	2	2	3	1
７月	5	5	4	−1
８月	3	0	4	4
９月	0	0	5	5
10 月	2	5	1	−4
11 月	5	1	1	0
12 月	0	4	2	−2
合計	35	30	33	3

出典：メールマガジン「事業用自動車安全通信」（国土交通省）等
※物損事故を含む。軽貨物を除く

図1　「トラック事業における総合安全プラン 2025」における目標



数字はいずれも軽貨物を含まない。　出典：警察庁「交通事故統計」および（公財）交通事故総合分析センター「交通統計」

図3　会員・非会員別

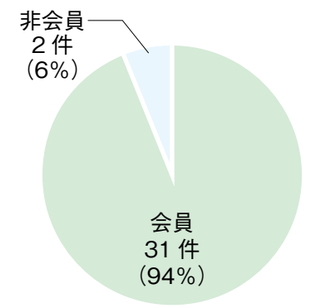


表2　飲酒実態と管理体制

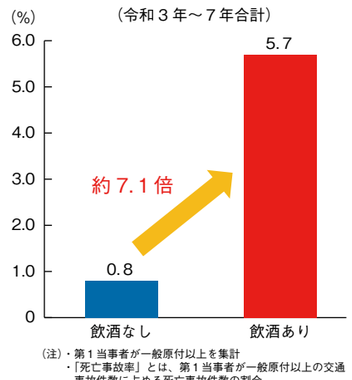
点呼が実施されなかった事例	12	36%
点呼後の運行中に飲酒した事例	24	72%

図2　車種別の運行中の飲酒事案（24 件の内訳）

大型車	中型車	その他
15件（62.5%）	7件（29.2%）	2件（8.3%）

※表2、図2、図3、図4については全ト協調べ

図5　飲酒有無別 死亡事故率の比較



（注）・第１当事者が一般原付以上を集計
・「死亡事故率」とは、第１当事者が一般原付以上の交通事故件数に占める死亡事故件数の割合

図4　飲酒事案発覚時刻

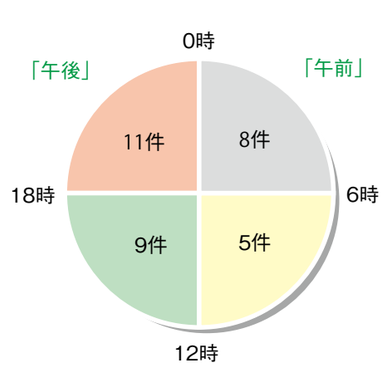


図8　飲酒運転に対する事業者への行政処分

ドライバーが飲酒運転を引き起こした場合

初違反　100 日車	再違反　200 日車

●指導監督義務違反

酒酔い・酒気帯び運行が行われた場合において、飲酒が身体に与える影響、飲酒運転、酒気帯び運転の禁止に係る指導が未実施

初違反　100 日車	再違反　200 日車

●点呼実施義務違反

酒酔い・酒気帯び運行が行われた場合において、点呼が未実施

初違反　100 日車	再違反　200 日車

★上記行政処分に加えて、事業者の指導監督義務違反や下命・容認等があった場合は、下記の処分が併科されます。

事業者が飲酒運転を下命・容認した場合
違反営業所に対して 14 日間の事業停止

飲酒運転を伴う重大事故を引き起こし、かつ事業者が飲酒運転に係る指導監督義務違反の場合
違反営業所に対して７日間の事業停止

事業者が飲酒運転に係る指導監督義務違反の場合
違反営業所に対して３日間の事業停止

図7　点呼実施違反に対する事業者への行政処分

処分量定

点呼の実施違反

点呼の未実施	基準日車	
	初違反	再違反
未実施 19 件以下	警告	10 日車
未実施 20 件以上	1 日車 × 未実施件数	2 日車 × 未実施件数

点呼実施不適切（※）	基準日車	
	初違反	再違反
一部実施不適切	警告	10 日車
全て実施不適切	10 日車	20 日車

（※）アルコール検知器による酒気帯びの有無を確認していない点呼等

図6　飲酒運転に対する運転者への罰則

事故を起こさなくても違反だけで（道路交通法）

酒酔い運転
●5 年以下の拘禁刑 又は 100 万円以下の罰金
●違反点数 35 点
※免許取消し（3 年間は免許が取得できない！）

酒気帯び運転
●3 年以下の拘禁刑 又は 50 万円以下の罰金

違反点数と行政処分

呼気１リットルにつき 0.25ｍｇ以上 → 25点 → 免許取消し（欠格期間２年）

呼気１リットルにつき 0.15ｍｇ以上0.25ｍｇ未満 → 13点 → 免許停止（９０日）

＊上記の行政処分は、いずれも前歴が０回の場合です。

飲酒運転で人身事故を起こすと（自動車運転死傷行為処罰法）

危険運転致死傷罪
●アルコールの影響により正常な運転ができない状態で人身事故を起こすと
死亡事故 → 1 年以上 20 年以下の拘禁刑
負傷事故 → 15 年以下の拘禁刑
●アルコールの影響により正常な運転ができないおそれのある状態で人身事故を起こすと
死亡事故 → 15 年以下の拘禁刑
負傷事故 → 12 年以下の拘禁刑
※飲酒運転による死傷事故後に、さらに飲酒をしたり、その場を離れて酔いをさますなどの飲酒の程度をごまかす行為をすると「過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪」が適用され、12 年以下の拘禁刑となります。

過失運転致死傷罪
●危険運転致死傷罪が適用されない場合でも、自動車の運転上必要な注意を怠り、人を死傷させると
7 年以下の拘禁刑 または100万円以下の罰金